SL災害ボランティアネットワーク・かながわ会則

（名　称）

第１条　当会は、SL 災害ボランティアネットワーク・かながわ（以下「SL ネットかながわ」という）といいます。

２　本会則に定めのない事項については公益社団法人 SL 災害ボランティアネットワーク（以下、公社 SL 災害ボランティアネットワーク）定款の定めるところによります。

（用　語）

第２条　本会則の用語は次の通りとします。

（１）「会員」とは、災害救援ボランティア推進委員会の「災害救援ボランティア養成講座（ＳＬ（セーフティーリーダー）養成講座）」を修了した者で、公社 SL 災害ボランティアネットワークに加入した者のうち、神奈川県に居住または在勤する者。

（２）「地域ネット」とは、行政などと連携して平時の活動を効果的に行うため、当該市区町村の地域防災計画などに関連した広域行政連携区割りに準じた活動の単位をいう。

（３）「災害発生時の相互救援組織」とは、県内で大規模な災害が起きた場合に災害救援活動のために編成され、前号の活動組織を超えた臨時的な緊急組織をいう。

（４）「災害救援ボランティアセンター」とは、市区町村の地域防災計画によって設置される被災者支援のための救援活動ボランティア組織をいう。

（５）「活動報告会」とは、本会の運営に関する決定機関をいう。

（目　的）

第３条　ＳＬネットかながわは、神奈川県及び隣接する地域で大規模な災害が発生し災害救援活動が必要となった時に、県内各地域ネットの判断で地域の関係団体と連携して災害 救援活動を行います。

平時は、災害からの被害を少なくするために「生き残らなければ何も始まらない」を キーワードに、減災活動・災害対応技能などの普及・啓発活動に取り組むと共に、会員並びに、地域ネットの災害対応スキルの維持・向上を実現するために以下の活動を行います。

１、平時の活動

（１）地域ネット活動に賛同する会員を迎えるための諸活動をする。

（２）会員同士及び地域ネット同士の顔が見えるための災害対応訓練、講習会、発表会などを実施する。

（３）市民、各種団体、青少年及び教育機関などに対する減災活動などの啓発講座や各種訓練の企画し、実施及び協力する。

（４）災害時を想定し各市区町村の地域の地域防災計画に則った、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練、運営訓練を実施して災害救援ボランティアリーダーやボランティアセンター運営スタッフなどの人材の育成を推進する。

（５）会員の居住する市区町村が行う総合防災訓練及び避難所開設・運営訓練などへ協力する。

（６）災害時の活動に対し行政などとのパートナーシップの構築とボランティアの視点から見た減災・災害対応に関する施策に提言する。

（７）災害救援ボランティア推進委員会が主催するＳＬ養成講座受講者の募集活動に協力する。

（８）その他、ＳＬネットかながわの目的達成のために必要な活動を実施する。

２、災害時の活動

（１）会員は、「生き残らなければ何も始まらない」というキーワードの基に、「わが身と家族の安全を確保」した後に、居住地区又は勤務地域の災害対応組織の一員として「隣助活動」に取り組み、さらにそれを「共助活動」として活動に発展するように努める。

（２）居住地域又は勤務地域の安全の確保が出来たら、予め決められた災害対応活動拠点へ参集して、各市区町村社会福祉協議会に協力し災害救援ボランティアセンターの立ち上げおよびその運営活動に協力する。

（３）災害救援ボランティア活動者として地元の被災者のもとに出向き生活復旧支援作業に当たる。

（４）必要に応じて神奈川県内および他地域の災害救援活動を実施する。

（５）国内、外国における大災害に対する後方支援として必要に応じて各種支援活動や募金活動などを行う。

（会　員）

第４条　当会へ入会を希望する会員は、所定の入会申込書（様式１）を提出するものとします。

２、会員は、ネットワークの目的を達成するために必要な活動に協力するものとします。

３、会員は退会届（様式２）を提出し当会を退会することが出来ます。

４、会員が公社ＳＬ災害ボランティアネットワークを退会した時は、自動的に本会も退会したものとします。

（組　織）

第５条　ＳＬネットかながわは、神奈川県下を７つの「地域ネット」単位に分けて活動します。

会員は原則として居住地または勤務地のいずれかの地域ネットに所属します（別表１）。

（１）横浜ネット　（市内各区）

（２）川崎ネット　（市内各区）

（３）相模原ネット（市内各区）

（４）横須賀ネット（横須賀市・三浦市）

（５）湘南ネット　（藤沢市・鎌倉市・逗子市・葉山町・茅ヶ崎市・平塚市・寒川町・大磯町・二宮町）

（６）県央ネット　（大和市・座間市・海老名市・綾瀬市・厚木市・伊勢原市・愛川町清川村）

（７）西湘ネット　（秦野市・小田原市・南足柄市・開成町・大井町・松田町・山北町箱根町・湯河原町・真鶴町）

２、　前条の地域ネットは、会員の互選により地域を代表する「ネット代表」を選出します。また、運営費などを徴する地域ネットにあっては必要に応じて会計担当者等を 選任し適切な組織運用が出来るようにします。

３、　本条１号の定めにかかわらず、「災害発生時の相互救援組織」を別表２に定めます。

（地域運営委員会など）

第６条　ＳＬネットかながわ運営委員会は、前条２号のネット代表から構成される地区運営委員を以て構成します。

２、地区運営委員会は活動報告会で承認された活動計画を協議して実行します。

３、地区運営委員会は、ネット代表による互選により会長及び副会長を、それぞれ１名を選出します。会長等の任期は１年とし再任は妨げませんが通算４期までとします。

４、会長は会務を統括し副会長は会長を補佐します。

５、会長並びに副会長は、活動報告会の承認を得て公社ＳＬ災害ボランティアネットワークのＳＬネットかながわ選出の運営委員となります。

６、ＳＬネットかながわ運営委員会は、会計並びに監事を、それぞれ１名を選任します。

（運営会議の招集）

第７条　地域運営委員会は会長がこれを召集し原則として毎年４月、７月、10 月、１月に開催します。場合によっては、Web 上の持ち回り委員会とすることもあります。

（活動報告会）

第８条　　活動報告会は、事業年度終了後３か月以内に開催し、ネットワークの活動に必要な

事項について会員に諮り承認を受けます。

（１）事業計画および収支予算

（２）事業報告および収支報告

（３）ネット代表、委員長、副委員長の紹介

（４）会則の改正

（５）その他運営に関する重要な事項

（運営費）

第９条　　ＳＬネットかながわの運営費は、補助金、協賛金およびその他の収入を以って充てます。

２、会計は会計帳簿によって適正に処理します。

３、基本的に運営に要する費用は、会議、講座および訓練ごとに必要な費用を徴収して運営しその都度、精算し報告を行います。

（事業計画および予算）

第 10 条　事業計画およびこれに伴う収支予算は会長が立案、作成しＳＬネットかながわ運営委員会の了承を得て活動報告会の承認を得るものとします。

（事業報告および決算）

第 11 条　事業報告および収支報告書は事業年度終了後、会長が速やかに作成しＳＬネットかながわ運営委員会の了承を得て監事の監査を受けて活動報告会で報告し承認を受けるものとします。

（事業年度）

第 12 条　事業年度は当年 1 月 1 日より 12 月 31 日の 1 年間とします。

（規約の変更）

第 13 条　本会則の改正は、ＳＬネットかながわ運営委員会で審議し決議した後、活動報告会において承認を受けます。

（雑　則）

第 15 条　活動報告会ならびにＳＬネットかながわ運営委員会については必要に応じて細則に定めます。

付　則

第 1 条　　本会則は、2015 年（平成 27 年）2 月 1 日から施行します。

第 2 条　　設立年度の事業年度は、第 12 条の定めにかかわらず、設立の日から直近の 12 月 31 日までとします。

《別表 1》

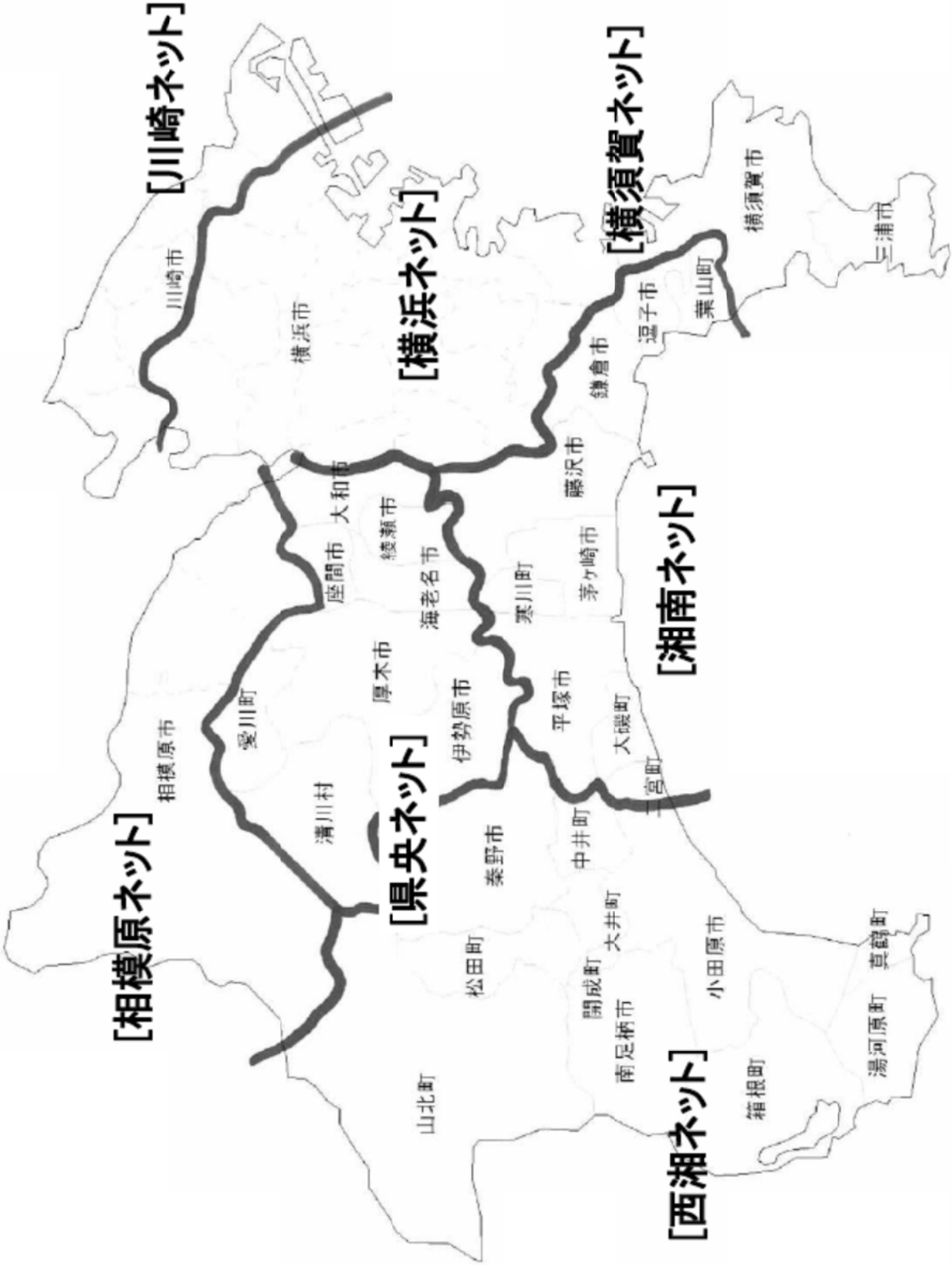
[川崎ネット]
[横浜ネット]
[横須賀ネット]
[湘南ネット]
[相模原ネット]
[県央ネット]
[西湘ネット]
川崎市
横浜市
横須賀市
三浦市
逗子市
葉山町
鎌倉市
藤沢市
大和市
綾瀬市
座間市
海老名市
茅ヶ崎市
寒川町
厚木市
伊勢原市
平塚市
大磯町
愛川町
相模原市
清川村
二宮町
秦野市
中井町
松田町
大井町
開成町
小田原市
南足柄市
山北町
箱根町
湯河原町
真鶴町

《別表２》

災害発生時の相互連携組織

《西湘ネット》

小田原市、真鶴町、湯河原町沿岸部⇒小田原市内陸部、南足柄市、開成町、中井町方面で支援

松田町は 246 号から枝分かれしている町道が不通になると孤立する集落がある。

山北町　県道 76 号が不通になると孤立する集落がある。

箱根町は国道 1 号（旧道）次第、箱根新道は大丈夫とのこと？

《湘南ネット》

二宮町（避難不要）、大磯町、平塚市沿岸部⇒　中井町、秦野市、伊勢原市、厚木市で支援

茅ヶ崎市、藤沢市沿岸部⇒　寒川町、綾瀬市、海老名市、座間市、大和市で支援

鎌倉市、逗子市、葉山町沿岸部⇒　横浜市港南区、戸塚区、泉区方面で支援

《川崎地区》

川崎市沿岸部⇒　川崎市高津区方面を経て麻生区、多摩区、町田市で支援

《横須賀ネット》

横須賀市、三崎市沿岸部⇒　葉山町の山地を経て鎌倉市から横浜市内陸部で支援

《相模原ネット》

相模原市旧市内の問題は相模川流域地区を除いてさほど被害はないと考える。

しかし、合併以前の旧藤野町、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町に置いては道路の崩落や山崩れが予想されている。413　518　76　520　412 などの道路通行状況次第である。

しかし、神奈川県の支援の基地となる可能性があるので集結場所を適当な地点に開設する。

《県央ネット》

県央ネットは、地震想定によって相模川の東西で状況が異なるが神奈川防災センターに集結場所を開設する。

厚木市、伊勢原市、＜愛川町、清川村＞（相模川以西）は二宮町、大磯町、平塚市を支援

海老名市（以東　中間）相模川河川流域は液状化の危険性がある。（座間市、相模原市を含む）

座間市、大和市、綾瀬市（相模川以東）おいては沿岸部茅ヶ崎市、寒川町、藤沢市を支援

但し、愛川町は国道 412、県道 54 号が不通になると厳しい（中津川流域）

また、清川村は村の　入口の県道 64，60 号が不通になると孤立する恐れがある。